

琉球大学農学部附属亜熱帯フィールド科学教育研究センター
与那フィールド 宿泊施設使用内規

平成 14 年 7 月 12 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、琉球大学農学部附属亜熱帯フィールド科学教育研究センター（以下「センター」という。）使用内規第 3 条第 2 項に基づき、与那フィールド宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用手続)

第 2 条 宿泊施設を使用しようとする者は、原則として使用開始の 1 週間前までに宿泊施設使用申請書（以下「申請書」という。）（様式 1）をセンター長に提出し、許可を受けなければならない。

2 琉球大学学則（1972 年 3 月 27 日制定）第 16 条に定める休業日は、使用できない。ただし、センター長が認めた場合を除く。

3 申請内容について変更を希望する場合は、宿泊施設使用変更申請書（様式 2）をセンター長に提出し、許可を受けなければならない。

4 第 1 項及び第 3 項により申請した者に対し、センター長は使用許可回答書（様式 3）を交付するものとする。

(使用者の義務)

第 3 条 宿泊施設使用者は、琉球大学農学部附属亜熱帯フィールド科学教育研究センター フィールド及び施設等の使用心得（以下「使用心得」という。）を遵守しなければならない。

2 使用者は、その責めに帰すべき理由により、建物又は物品等を破損、汚損、紛失したときは、その損害を弁償しなければならない。

(許可の取消し等)

第 4 条 次の各号の一に該当するときは、センター長は使用許可を取消することができる。

(1) 使用の事実が、申請書の記載内容と相違したとき。

(2) 使用心得を遵守しないとき。

(3) センター長が必要と認めたとき。

2 前項の使用許可の取消しによる損害については、センターはその責めを負わない。

(料金)

第 5 条 別表に定める料金を入所までに琉球大学へ納入すること。

(雑則)

第 6 条 この内規に定めるもののほか、与那フィールドの宿泊施設の使用に関し、必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

1 この内規は、平成 14 年 7 月 12 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

2 琉球大学農学部附属演習林宿泊施設使用内規（昭和 52 年 3 月 19 日制定）は廃止する。

附 則（平成 21 年 1 月 27 日）

- 1 この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 4 日）

- 1 この内規は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 17 日）

- 1 この内規は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 13 日）

- 1 この内規は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 30 日）

- 1 この内規は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

別表 与那フィールド宿泊施設使用に係る料金

| 区分 | 施設使用料 (1 人 1 泊当たり) | 衛生費 (シーツ一式につき) |
|----------|-----------------------|-------------------|
| 教職員・一般 | 1,500 円 | 500 円 |
| 琉球大学学生 | 200 円 | |
| 他学生・児童生徒 | 700 円 | |

備考

- ① 鹿児島大学大学院連合農学研究科の学生は、琉球大学学生と同等に扱う。
- ② 研究生は、学生と同等に扱う。
- ③ 与那フィールドに勤務する教職員が業務で宿泊する場合は、施設使用料を免除する。
- ④ シーツ一式の使用期限は 7 泊までとし、それを超過する宿泊の際にはシーツの交換を行う。また、7 泊以下の宿泊でも、希望者にはシーツ一式の交換を行う。交換の際には衛生費を徴収する。